

静岡市東海道広重美術館
及び
静岡市由比本陣施設

指定管理者募集要項

令和8年10月

静岡市観光文化・市民局 観光国際課

目 次

○ 指定管理者募集要項

1	公の施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	募集条件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	申請に関する書類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	審査及び選定に関する事項・・・・・・・・	6
8	協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	8

○ 様式集

1 指定管理者申請書

- ・ 静岡市東海道広重美術館指定管理者指定申請書（様式第7号（第8条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設指定管理者指定申請書（様式第4号（第5条関係））

2 事業計画書

- ・ 静岡市東海道広重美術館施設事業計画書（様式第8号（第8条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設事業計画書（様式第5号（第5条関係））

3 収支予算書

- ・ 静岡市東海道広重美術館施設事業計画に関する収支予算書（様式第9号（第8条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設事業計画に関する収支予算書（様式第6号（第5条関係））

4 指定管理者申請者審査表（様式第18号（静岡市指定管理者制度の手引））

○ 別紙

1 事業者の概要書（別紙1）

2 申立書（別紙2）

3 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙3）

4 申請に関する連絡先（別紙4）

5 説明会参加申込書（別紙5）

6 質問票（別紙6）

静岡市東海道広重美術館及び静岡市由比本陣施設 指定管理者募集要項

静岡市では、静岡市東海道広重美術館（以下「美術館」という。）及び静岡市由比本陣施設（以下「本陣施設」という。）の指定管理期間更新に伴い、新たに指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

（１）静岡市東海道広重美術館

- ア 名 称 静岡市東海道広重美術館
 イ 所在地 静岡市清水区由比 297 番地の 1
 ウ 規模等

名称	構造	面積(㎡)	建築時期
静岡市東海道広重美術館	鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階	1,346.48	平成 6 年 9 月 25 日

（２）静岡市由比本陣施設

- ア 名 称 静岡市由比本陣施設
 イ 所在地 静岡市清水区由比 297 番地の 1
 ウ 規模等

名称	構造	面積(㎡)	建築時期
本陣記念館	木造瓦葺平屋	141.25	平成 4 年 12 月 完成
由比宿交流館	木造瓦葺平屋	320.47	平成 17 年 3 月 完成
芝生広場		2,100.00	平成 6 年 3 月 完成
トイレ	木造瓦葺平屋	30.03	平成 6 年 3 月 完成
物見塔	木造瓦葺 2 階	10.26	平成 6 年 3 月 完成
正門・堀・池・水路			平成 4 年 3 月 完成
本陣記念館庭園		588.00	平成 4 年 12 月 完成
本陣公園駐車場 (清水区由比 32 番地 本陣公園南側)	アスファルト舗装平面駐車 収容台数 21 台 出入口固定式バリカ及び脱着式 バリカ設置 ステンレスチェーンによる施錠	713.65	

2 指定管理業務の内容

指定管理者は、次の業務を行うこととします。詳細は、別に定める「静岡市東海道広重美術館及び静岡市由比本陣施設指定管理者業務仕様書」のとおりです。

業務内容の全部を第三者に委託し、または請負わせることはできません。

なお、部分委託として、清掃及び機械設備等の維持管理業務を指定管理者から第三者へ委託することはできます。

【静岡市東海道広重美術館】

(1) 静岡市東海道広重美術館条例第2条に掲げる事業

ア 美術作品及び美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。

イ 美術作品に関する展示会等の開催に関すること。

ウ 美術文化に関する調査及び研究に関すること。

エ 芸術文化に係る講演会等の開催に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(2) 特別観覧の許可に関すること。

(3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(5) その他詳細は別紙仕様書のとおり

【静岡市由比本陣施設】

(1) 由比地区及びその周辺地域の観光、物産等の情報の提供に関すること。

(2) 来館者及び市民の憩いの場の提供に関すること。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(4) その他詳細は別紙仕様書のとおり

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

(1) 公募の条件

ア 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。

イ 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。

ウ 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。

エ 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

オ 市内に事業所を有し、事業を行う人材及びネットワークを有していること。

(2) グループでの申請

ア グループの代表者となる法人等を定めること。

イ 代表以外の法人等は、当該グループの構成員として扱う。

ウ 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできない。

エ グループを構成するすべての法人等が静岡市内に事務所等活動の拠点を有する法人等であること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する書類

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本10部です。使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものについては、A4の大きさに折り曲げてください。

ア 指定管理者指定申請書

- ・ 静岡市東海道広重美術館指定管理者指定申請書（様式第 7 号（第 8 条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設指定管理者指定申請書（様式第 4 号（第 5 条関係））

イ 事業計画書

- ・ 静岡市東海道広重美術館施設事業計画書（様式第 8 号（第 8 条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設事業計画書（様式第 5 号（第 5 条関係））

ウ 収支予算書

- ・ 静岡市東海道広重美術館施設事業計画に関する収支予算書（様式第 9 号（第 8 条関係））
- ・ 静岡市由比本陣施設事業計画に関する収支予算書（様式第 6 号（第 5 条関係））

エ 定款、寄附行為またはこれに準ずるものの謄本（法人格のない団体にあつては、これらに準ずる書類）

オ 事業者の概要書（別紙 1）

カ 役員名簿

キ 経営（事業）状況に関する書類

- （ア）令和 9 年度の事業計画書及び過去 3 年間の事業報告書
- （イ）法人にあつては、過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書
- （ウ）その他の団体にあつては、過去 3 年間の収支決算書

ク 直近 1 年分の納税証明書（法人税、静岡市の法人市民税・固定資産税）

ただし納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書（別紙 2）

ケ 指定管理者の申請に係る誓約書（別紙 3）

コ 申請に関する連絡先（別紙 4）

サ グループ申請の場合は、グループの構成員を記載した書類・構成団体間の協定書等の写し

（2）申請方法 直接持参

提出期限後は応募書類の変更及び追加はできません。

（3）提出場所 静岡市観光文化・市民局 観光国際課

（静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎新館 16 階）

（4）募集期間 令和 8 年 11 月 6 日（金）から令和 8 年 12 月 7 日（月）まで

各日とも午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

土曜日、日曜日及び祝日は、除く。

(5) 現地説明会

- ア 実施日 令和8年11月16日(月)午後 2時00分から
- イ 会場 静岡市由比本陣施設内由比宿交流館
※静岡市東海道広重美術館については、現在、改修工事に伴い入室不可。
- ウ 参加人数 各団体2名以内
グループでの申請の場合は、1グループ2名以内
- エ 申込方法 参加申込書(別紙5)に必要事項を記入の上、直接持参またはFAX、
メールで「問合せ先及び申請書類提出先」へ令和8年11月12日(木) 午
後5時15分までにお申し込みください。
- オ 備考 説明会への参加は、申請のための必須条件ではありません。

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法

- ア 受付期間 令和8年11月6日(金)から令和8年11月25日(水)まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日及び祝日は、除く
- イ 提出方法 「質問票(別紙6)」に記入の上、直接持参またはFAX、メールにより
受付期間内に観光国際課へ提出してください。
- ウ 回答日 令和8年11月30日(月)(予定)
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体に、FAX又はメールで回答します。

(7) その他留意事項等

- ア 不正があった場合の取扱い
申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請書類に虚偽または不正があった場合
- (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員
会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請
者を有利にまたは他者を不利にするよう働きかけた場合
- (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合
- イ 市が公表した文書を除き、申請書類作成等のため市が配布した資料を公表することは
できません。
- ウ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要
な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用する
ものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の
法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用
した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

エ 申請に当たっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査
を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理
者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決
を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

観光国際課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査し
ます。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。
日程については、後日連絡をいたします。（令和8年12月10日（木）予定）

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、指定管理申請者審査表（様式第18号）のとおりとし
ます。

類似施設とは、博物館法に規定する、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を指します。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和9年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

8 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和9年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり、市と協定を締結します。

また、静岡市由比本陣施設は、熱中症（特別）警戒アラート発表時、外出時における暑熱被害を抑制するための一時避難所としてクーリングシェルターに指定する予定です。

クーリングシェルターの指定にあたっては、別添ひな形を参考に、静岡市（GX推進課）と指定管理者との間において、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」を締結する必要があります。当該協定の締結にあたっては、別添ひな形を基本としますが、静岡市（GX推進課）と指定管理者との協議により、必要に応じて内容を変更することができます。

運用体制等については、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」及び「静岡市熱中症対策マニュアル」に基づき行うこととします。

9 その他

(1) 情報の公開

指定管理者制度を導入した公の施設の一層の効率的・効果的な活用、市民参画による公の施設の管理運営の実現、施設の設置目的を十分に反映した中での管理運営を図り、市民サービスの向上、経費削減など指定管理者制度の導入目的の達成度を確認するため、事業評価を行います。なお、評価の結果は市ホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウに関わる部分及び指定管理者の不利益となる恐れのある部分を除き、公開する場合があります。

ア 年度評価（毎年度実施）

年度ごと管理運営の履行状況、クレーム対応状況、利用者満足度・市民アンケート調査結果、経理状況（収支状況）等について評価を行い、市ホームページで公表します。

イ 総合評価（指定期間満了年度に実施）

指定管理期間が満了する年度中に、指定期間全体の履行状況や利用者満足度など指定管理業務全般について評価を行い、市ホームページで公表します。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

(3) 業務の引継ぎ

指定管理者の指定後、令和9年3月31日までに引継ぎを行います。

(4) 問合せ先及び申請書類提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 観光文化・市民局 観光国際課 施設係（静岡庁舎新館16階）

電話 054-221-1421 F A X 054-221-1312

E-mail kankou@city.shizuoka.lg.jp

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市東海道広重美術館及び静岡市由比本陣施設

基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ① × ②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【25点】	① 施設の運営方針は、明確で十分な内容か。	× 2		
	② 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	③ 地域の活性化に寄与できるか。	× 1		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【40点】	① 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	② 利用者ニーズの把握及び企画・運営への反映策が示されているか。	× 1		
	③ 美術館及び本陣施設を一体管理することによる利点を活かした事業展開となっているか。	× 1		
	④ 利用者増のための具体的な方策が示されているか。	× 2		
	⑤ 収蔵美術品等の活用方針が示されているか。	× 1		
	⑥ 美術情報の収集及び提供並びに広報活動について、具体的な方策が示されているか。	× 1		
	⑦ 事業計画を実施するために、適切な収支予算となっているか。	× 1		
	【所見欄】			

3 事業計画に沿った管理運営を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【25点】	① 施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	② 施設の維持・管理運営に必要な能力(知識・配置体制)を有しているか。	× 1		
	③ 定款等に定められた団体の業務内容が指定管理を行うのに適しているか。	× 1		
	④ 資格・免許等が必要な人員の適切な配置が見込めるか。	× 1		
	⑤ 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【10点】	① 経理について適切な処理能力を有しているか。	× 1		
	② 決算収支の状況(経常収支、実質収支)は良好か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、博物館法に規定する、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設とします。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数	【意見欄】
100 点	70 点	点	